

いのこし訪問看護ステーション訪問看護サービス重要事項説明書 (Ver.06.06.01)

あなたに対する訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

事業所名称 医療法人博報会 いのこし訪問看護ステーション
所在地 名古屋市名東区猪子石原一丁目1501番地
法人種別 医療法人
代表者名 理事長 柵木 充明
電話番号 052(777)5620
FAX番号 052(777)5622
名古屋市長から指定を受けているサービスの種類及び指定番号 訪問看護 2361590058

2. 事業の目的と運営方針

- (1) 病気やけが等により家庭において寝たきり又はそれに準ずる状態に有り、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた者に対し、看護師等が訪問して訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供する。
- (2) 訪問看護は、健康保険法及び介護保健法の理念に基づき、寝たきり老人等の心身の特性を踏まえて訪問看護利用者の生活の質の確保を重視し、健康管理や日常生活動作の維持、回復を図ると共に在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように又利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うことを目的とする。
- (3) 事業所では、利用者の有する能力に応じ訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護、その他日常的に必要なとされる医療を提供し在宅における日常生活の回復を目指す。
- (4) 事業所は、利用者の人権の擁護、身体拘束及び虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (5) 事業所は、訪問看護の実施にあたって、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する関連機関との密接な連携に努め、その協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
- (6) 事業所は、施設内感染及び食中毒等の予防・まん延防止に努め、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (7) 事業所は、介護保険サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- (8) 現場における生産性の向上に資する取組の促進を図り、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資するように努めます。

3. 事業所の従員数及び勤務の体制

事業所の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職員数は法令の定めるところによります。

- (1) 管理者 1名 (訪問看護師と兼務)
- (2) 訪問看護師 3名以上
- (3) 訪問リハビリ職員
(理学療法士、訪問作業療法士、訪問言語聴覚士) 実情に応じた適当数
勤務時間 (午前8時45分～午後5時30分)

4. 営業時間

営業日 月曜日～金曜日 営業時間 8時45分～17時30分

注) 年末年始(12月30日～1月3日)は除きます。

必要に応じて、24時間常時連絡及び緊急出動が可能な体制にあります。

5. 実施地域

当事業所の実施地域は、名古屋市東区、千種区、名東区、守山区、尾張旭市、長久手市、日進市です。

6. 苦情申立窓口

事業所設窓口担当者 所長 吉牟田 直子
愛知県国民健康保険団体連合会

連絡先 052(777)5620

ご利用時間 平日 午前9時～午後5時

名古屋市健康福祉局介護保険課

連絡先 052(971)4165

ご利用時間 平日 午前8時45分～午後5時15分

連絡先 052(954)3087

7. 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに名古屋市及び関係各機関並びに利用者のご家族又は身元引受人、身体の状況等の必要に応じて主治医に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、利用者側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- (3) 乙は、万一の事故の発生に備えて、損害保険ジャパン(株)の賠償責任保険に加入しております。

8. 第三者評価の実施状況

実施の有無：無

9. リハビリテーション職員による訪問

理学療法士等による(介護予防)訪問看護は、看護業務の一環として行われるリハビリテーションを中心としたものであるため、より専門性の高い有資格者のリハビリテーション職員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)が看護職員の代わりにサービスを行います。

10. その他

- (1) 当事業所では、適切な介護保険サービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動は、従業者の就業環境が害されることを防止するため必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定し必要な措置を講じます。
- (3) 当事業所では、職員が身の危険を感じた際には理由のいかんに関わらず、最寄の警察に通報し、断固たる対応をいたします。